

栃木県水産振興計画（3期計画）

【2026～2030】



令和8（2026）年3月

栃木県農政部

栃木県水産振興計画（3期計画） 目次

第1章	栃木県水産振興計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	役割	1
3	期間	1
第2章	本県水産業の現状と課題	2
1	水産業の概要	2
2	水産業を取り巻く「人」の現状と課題	5
3	水産業を取り巻く「魚」の現状と課題	11
4	水産業を取り巻く「環境」の現状と課題	13
第3章	栃木の水産の将来像と施策	17
第4章	重点戦略	18
1	水産の担い手確保・基盤強化戦略	18
2	水産資源の持続的利用の確保戦略	19
3	自然との共生戦略	21
第5章	推進体制	23

第1章 栃木県水産振興計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県は豊かな自然環境に恵まれ、那珂川、鬼怒川、渡良瀬川や中禅寺湖などの河川湖沼には多くの魚類が生息し、これらを対象とした漁業や釣り等の遊漁が盛んに行われてきた。県内では、19の漁業協同組合（以下、「漁協」という。）が河川や湖沼を漁場として管理運営している。また、地下水や河川水を利用したアユやマス類の養殖漁業も全国有数の規模で営まれ、地域ならではの食材として観光地で提供されるなど、他産業とともに発展してきた。

このように、本県の水産業は、漁協による漁場運営を通じた交流人口の拡大や環境の保全、さらに養殖生産者による地域特産水産物の供給など、県民生活の豊かさや地域における収益機会の創出に貢献してきた。特に、水産業が盛んな地域の中には中山間地域も含まれ、水産業の活性化の推進は、中山間地域の振興を図る上でも重要な方策の一つとなっている。

一方で、本県の水産業も他産業と同様に、人口減少や高齢化の進行、気候変動による影響の顕在化、ネイチャーポジティブ*概念の普及、インフレ経済への転換等、社会・自然・経済の様々な変化に直面しており、漁協組合員数の減少や養殖生産者の高齢化、遊漁年券発行枚数の減少、大型藻類の繁茂などの河川環境の変化、魚病の発生、カワウや外来魚等による被害や生産コストの増加等多くの課題に対応していく必要性がある。

そこで、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26年法律第103号。以下「法」という。）に基づき、本県の水産資源の回復や漁場環境の再生等に関する施策を含め、本県水産業を支える「人」、「魚」、「環境」を未来につないでいくための各種施策について、計画的に実施するための指針として、本計画を策定する。

2 役割

この「栃木県水産振興計画（3期計画）」は、県、漁業団体、養殖生産者及び関係機関等がその方向性や目標を共有するとともに、その実現に向けた指針とするものであり、法第10条の規定に基づく県計画として位置付けるものである。

3 期間

令和8（2026）年度から12（2030）年度までの5年間を計画期間とし、令和12（2030）年度を目標年度とする。

* 生物多様性の損失を止めて、回復させること。